

柴田町告示第29号

柴田町介護保険住宅改修費支給申請理由書作成費助成事業実施要綱を次のように定める。

平成22年3月18日

柴田町長 滝口 茂

柴田町介護保険住宅改修費支給申請理由書作成費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、住宅改修費支給申請理由書を作成した居宅介護支援事業者等に対して、その作成費を助成することにより、介護保険制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示による用語の定義は、この告示に定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び関係法令の定めるところによる。

2 この告示において、「住宅改修費支給申請理由書」とは、法第45条の規定による居宅介護住宅改修費支給に係る介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第75条第1項第3号に規定する理由書及び法第57条の規定による介護予防住宅改修費の支給に係る省令第94条第1項第3号に規定する理由書をいう。

3 この告示において「作成者」とは、住宅改修費支給申請理由書（以下「理由書」という。）を作成した者で、居宅サービス計画等を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員又は町が行う福祉用具・住宅改修支援事業等として、住宅改修についての相談、助言等を行っている福祉、保健・医療又は建築の専門家と認められる者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、法第8条第21項に規定する居宅介護支援を受けていない要介護被保険者等である者について理由書を作成した者（作成者が属する指定居宅介護支援事業者等を含む。）とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の表の左欄に定める単価に、右欄の件数を乗じて得た額とする。

単価	件数
2,000円	理由書を作成した各月の件数の合計

(助成金の申請)

第5条 助成金を受けようとする者は、介護保険住宅改修費支給申請理由書作成費助成申請書（様式第1号）を当該居宅介護（介護予防）住宅改修費支給の申請月の翌月20日までに町長に提出しなければならない。

2 助成申請書には、作成者（指定居宅介護支援事業者に所属する介護支援専門員及び指定介護予防支援事業者の職員を除く。）の資格を証明する書類を添付しなければならない。

（助成の決定）

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、助成の可否を決定して、その結果を介護保険住宅改修費支給申請理由書作成費助成決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（助成金の請求）

第7条 前条により助成の決定を受けた者は、介護保険住宅改修費支給申請理由書作成費助成金請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求があったときは、当該請求の内容を審査し、速やかに請求者に助成金を支払うものとする。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

（柴田町住宅改修支援事業費補助金交付要綱の廃止）

2 柴田町住宅改修支援事業費補助金交付要綱（平成13年柴田町告示第9号）は、廃止する。

様式第1号（第5条関係）

介護保険住宅改修費支給申請理由書作成費助成申請書

年 月 日

柴 田 町 長 殿

申請者 住所又は所在地  
氏名又は代表者名

㊞

介護保険住宅改修費支給申請理由書作成費の助成について、次のとおり申請  
します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 交付申請額の内訳  
2,000円× 件＝ 円
- 3 添付書等 別紙のとおり



様式第3号（第7条関係）

年 月 日

柴 田 町 長 殿

請求者 住所又は所在地  
名称又は代表者名

㊞

介護保険住宅改修費支給申請理由書作成費助成金請求書

下記のとおり請求します。

記

- 1 助成金額 円
- 2 請求内容 介護保険住宅改修費支給申請理由書作成費助成金
- 3 請求方法 口座振込

金融機関名		支店名	
預金種目	普通・当座・その他	口座番号	
フリガナ			
口座名義			